資料１

西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針（素案）

第１章　人権教育及び啓発に関する総合推進指針の改定に当たって

１　総合推進指針改定の趣旨

人口減少や価値観の多様化が進む中で、全ての市民が人権意識を高め、互いの人権を尊重し、多様性を認め支え合う共生社会を実現していくとともに、市民一人ひとりが、生涯にわたって多様な学習活動などに取り組む機会を創出していくため、行政と市民が一体となって、人権文化が日常の中で根づき、全ての市民の人権が尊重される取組を進めていく必要があります。

国連総会では、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成７（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、我が国でも、それを受けて平成９（1997）年７月に「人権教育のための国連10年」国内行動計画が策定され、総合的に人権教育・啓発が推進されてきました。さらに、平成12（2000）年末に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、人権の擁護、確立を強く求められるようになりました。

本市においては、すべての人々が人権教育及び啓発の意義やその重要性を理解するとともに、日常生活で人権問題に接した際に「おかしい」と思う感性や、人権への配慮を態度や行動に移すというように、人権文化が根付いた社会を構築するため、平成13（2001）年に総合推進指針を策定し、様々な人権課題に取り組んでまいりました。

しかしながら、指針が策定された当時とは、人権をめぐる状況も大きく変化し、新たな人権課題も出てきており、こうした社会の変化に対応する必要があることから、指針の改定を行います。

２　指針の性格と役割

本指針は、人権が尊重される社会づくりに向けて、市が進める人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進について、基本的な方向性を示すものです。

市の人権教育及び啓発に関わる施策は、国、県はもとより、市民、企業、団体等様々な主体の参画と協働の下に推進されなければなりません。このため、市は国・県の施策と連携を図りながら主体的に施策を展開するとともに、他の各主体が、この指針の趣旨に沿って自主的に取り組むことを期待します。

第２章　人権問題をめぐる情勢

１　国際社会の取組

20世紀には、人類最大の人権侵害といわれる二度にわたる世界大戦を経験し、平和と人権尊重がいかに大切かを学びました。

第２次世界大戦後、今日まで、人権の尊重が世界共通の理念となることをめざし、国連において、昭和23（1948）年12月、「世界人権宣言」が採択されたのをはじめ、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」など様々な人権関係の条約が採択されました。

さらに、このような取組を背景として、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成６（1994）年の国連総会では、平成７（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」として行動計画が定められ、人権という普遍的な文化を構築するための取組が進められています。

また、平成18（2006）年に「障害者の権利に関する条約」、平成19（2007）年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの国際法の整備が進んでいます。

この21世紀は、「人権の世紀」とも言われ、そこには、戦争や環境破壊・汚染を繰り広げた20世紀の経験を踏まえ、これまでの人権をめぐる様々な努力を一斉に開花させることにより、この21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標であるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）では、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」など人権尊重の理念が示されています。

２　国内の取組

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権に関する国際条約の批准や法令の整備、施策の推進が図られてきました。

平成９（1997）年７月には、関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人

権国家の実現をめざす取組が行われてきました。

この国内行動計画は、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とし、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととされています。平成12（2000）年末に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び啓発に関する施策の策定及び実施は国の有する責務とされ、地方公共団体においても、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施が責務とされました。この法律を受け、国は平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23（2011）年に「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされ、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

近年では、平成28（2016）年４月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、同年６月「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の施行など法整備が図られました。

３　本市の取組

本市においては、自治会や地区を単位とした世代間交流型の学習会や毎年８月を「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間と定め市内各地区での講演会の実施、さらには企業や各種団体における研修など様々な人権啓発活動を通じて、多くの市民が人権問題に触れる機会を創出しているほか、人権教育・啓発の指導者の育成や人権感覚を磨くための体験活動なども実施しており、市民が主体となって人権意識の高揚を図ってきました。

また、「西脇市男女共同参画基本プラン」、「西脇市高齢者安心プラン」、「西脇市障害者基本計画・西脇市障害福祉計画」などを策定し、それら個別の計画等に基づき、それぞれの人権課題について施策を推進しています。

令和２（2020）年４月１日施行された「西脇市子どもの笑顔をはぐくむ条例」では、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝であるこどもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健

やかに育つことができる社会の実現を目指しています。

また、市内４箇所に設置されている隣保館は、様々な人権問題の解決に向け、相談活動などの人権に関連する各種事業に取り組み、人権文化を発信するとともに、地域住民の交流の場として地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしています。

４　西脇市の人権をめぐる現状と課題

本市の現状を把握するため、令和元（2019）年度に「人権についての市民意識調査」を実施しました。

調査結果から、市民の人権に関する意識は次のようになっています。

⑴　人権についての考え

【現状】

ア　『あなたは、「人権」をどのくらい身近な問題として感じておられますか。』

「人権」を身近な問題として感じている人が38.9％となっており、性別による大きな差はみられませんが、年齢別にみると50歳以上の各年齢層で40％以上となっており、身近な問題として感じていない人は18～29歳で28.6％となっています。また、「どちらとも言えない」という人が全体で34.3％を占めています。

◆「人権」をどのくらい身近な問題として感じているか　（年齢別）

（人）	ひじょうに身近に感じる	かなり身近に感じる	どちらとも言えない	あまり身近に感じない	まったく身近に感じない	わからない	無回答
18～29歳　(49)	4.1%	26.5%	30.6%	24.5%	4.1%	8.2%	2.0%
30～39歳　(65)	7.7%	21.5%	40.0%	18.5%	4.6%	6.2%	1.5%
40～49歳　(103)	7.8%	22.3%	44.7%	18.4%	3.9%	2.9%	0.0%
50～59歳　(128)	8.6%	34.4%	35.2%	18.8%	1.6%	1.6%	0.0%
60～69歳　(173)	11.6%	31.2%	34.7%	14.5%	2.3%	2.9%	2.9%
70歳以上　(249)	6.4%	34.9%	29.7%	17.7%	2.8%	4.0%	4.4%
無回答　(27)	14.8%	29.6%	22.2%	18.5%	7.4%	0.0%	7.4%
合計　(794)	8.3%	30.6%	34.3%	17.8%	3.0%	3.5%	2.5%

イ　『市民一人ひとりの人権意識は５、６年前に比べて高くなっている』

「高くなっている」と思う人は40.8％となっており、性別にみると大きな男女差はみられませんが、年齢別にみると70歳以上の52.6％が「高くなっている」と感じていますが、70歳未満の各年齢層では「どちらとも言えない」、または、そのように思わない人が50％以上となっています。

♦市民一人ひとりの人権意識は５、６年前に比べて高くなっているか　（年齢別）

（人）	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	どちらかといえばそう思わない	そうは思わない	無回答
18～29歳　(49)	4.1%	26.5%	53.1%	8.2%	8.2%	0.0%
30～39歳　(65)	6.2%	13.8%	63.1%	7.7%	7.7%	1.5%
40～49歳　(103)	4.9%	23.3%	57.3%	6.8%	7.8%	0.0%
50～59歳　(128)	10.2%	27.3%	43.8%	11.7%	6.3%	0.8%
60～69歳　(173)	11.0%	34.7%	41.0%	7.5%	4.6%	1.2%
70歳以上　(249)	19.3%	33.3%	34.1%	5.2%	5.2%	2.8%
無回答　(27)	11.1%	22.2%	48.1%	0.0%	11.1%	7.4%
合計　(794)	11.8%	29.0%	44.2%	7.2%	6.2%	1.6%

ウ　『日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。』

性別に「特に関心のある人権問題」をみると、男女共におおむね全体の回答傾向と同様となっていますが、「障害のある人に関する問題」は「男性」（53.0％）が「女性」（46.2％）より 6.8ポイント高く、５割以上となっています。また、上位３項目以外をみると「女性に関する問題」は「女性」（38.9％）が「男性」（24.5％）より14.4ポイント高く、「部落差別などの同和問題」は「男性」（19.8％）が「女性」（13.2％）より 6.6ポイント高くなっています。

♦特に関心のある人権問題（５つ以内で複数回答）　（性別）

（人）	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障害のある人に関する問題	部落差別などの同和問題	アイヌの人々に関する問題	日本に居住している外国人に関する問題	エイズ患者・ＨＩＶ感染者に関する問題	ハンセン病患者・回復者などに関する問題	刑を終えて出所した人に関する問題	犯罪被害者に関する問題	インターネットによる人権侵害の問題
男性　(298)	24.5%	38.9%	37.2%	53.0%	19.8%	2.3%	17.4%	6.7%	3.4%	13.4%	12.1%	46.3%
女性　(455)	38.9%	41.3%	40.9%	46.2%	13.2%	0.7%	15.6%	2.4%	2.9%	9.7%	12.3%	42.2%
答えたくない　(19)	26.3%	26.3%	36.8%	36.8%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	5.3%	10.5%	52.6%
無回答　(22)	22.7%	36.4%	45.5%	54.5%	36.4%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	4.5%	18.2%	27.3%
合計　(794)	32.7%	39.9%	39.5%	48.7%	16.0%	1.3%	15.7%	4.2%	3.1%	10.8%	12.3%	43.6%

	北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題	ホームレスの人に関する問題	性的指向を理由とした人権侵害の問題	性同一性障害者に関する問題	人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引）に関する問題	東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題	働く人の権利に関する問題	環境と人とにかかわる問題	その他の問題	特にない	無回答
男性	19.1%	3.4%	5.0%	3.7%	3.4%	16.4%	34.9%	14.4%	2.3%	1.0%	0.7%
女性	14.7%	2.4%	5.9%	10.1%	2.4%	16.9%	31.9%	16.3%	0.7%	2.6%	3.1%
答えたくない	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	21.1%	31.6%	15.8%	5.3%	5.3%	5.3%
無回答	18.2%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	22.7%	18.2%	13.6%	4.5%	4.5%	4.5%
合計	16.2%	2.9%	5.4%	7.4%	2.6%	17.0%	32.6%	15.5%	1.5%	2.1%	2.3%

年齢別に「特に関心のある人権問題」をみると、各年齢層でおおむね全体の回答傾向と同様となっていますが、「子どもに関する問題」は「30～39歳」（56.9％）と「40～49歳」（47.6％）、「高齢者に関する問題」は「60～69歳」（43.9％）と「70歳以上」（47.4％）、「働く人の権利に関する問題」は60

歳未満がおおむね４割以上と多くなっており、各年齢層のライフステージに応じた特徴が表れています。また、40歳未満は「女性に関する問題」、40歳以上は「部落差別などの同和問題」、「環境と人とにかかわる問題」に問題意識がある人が多い傾向もみられます。

♦特に関心のある人権問題（５つ以内で複数回答）　（年齢別）

（人）	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障害のある人に関する問題	部落差別などの同和問題	アイヌの人々に関する問題	日本に居住している外国人に関する問題	エイズ患者・ＨＩＶ感染者に関する問題	ハンセン病患者・回復者などに関する問題	刑を終えて出所した人に関する問題	犯罪被害者に関する問題	インターネットによる人権侵害の問題
18～29歳　(49)	42.9%	34.7%	24.5%	44.9%	6.1%	4.1%	18.4%	6.1%	4.1%	8.2%	8.2%	59.2%
30～39歳　(65)	55.4%	56.9%	30.8%	55.4%	7.7%	0.0%	13.8%	6.2%	3.1%	10.8%	10.8%	38.5%
40～49歳　(103)	39.8%	47.6%	26.2%	46.6%	13.6%	0.0%	14.6%	2.9%	3.9%	11.7%	11.7%	45.6%
50～59歳　(128)	36.7%	43.8%	37.5%	48.4%	18.8%	0.8%	19.5%	3.1%	2.3%	7.8%	9.4%	63.3%
60～69歳　(173)	33.5%	41.6%	43.9%	60.1%	14.5%	1.2%	12.7%	3.5%	3.5%	9.8%	15.0%	51.4%
70歳以上　(249)	20.5%	30.9%	47.4%	40.2%	19.3%	2.0%	18.1%	4.8%	2.4%	13.7%	13.3%	26.9%
無回答　(27)	22.2%	33.3%	48.1%	55.6%	29.6%	0.0%	0.0%	3.7%	7.4%	7.4%	14.8%	29.6%
合計　(794)	32.7%	39.9%	39.5%	48.7%	16.0%	1.3%	15.7%	4.2%	3.1%	10.8%	12.3%	43.6%

	北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題	ホームレスの人に関する問題	性的指向を理由とした人権侵害の問題	性同一性障害者に関する問題	人身取引（性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引）に関する問題	東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題	働く人の権利に関する問題	環境と人とにかかわる問題	その他の問題	特にない	無回答
18～29歳	6.1%	8.2%	18.4%	16.3%	2.0%	12.2%	46.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%
30～39歳	6.2%	1.5%	9.2%	10.8%	3.1%	9.2%	43.1%	4.6%	1.5%	4.6%	0.0%
40～49歳	6.8%	0.0%	5.8%	10.7%	0.0%	7.8%	39.8%	13.6%	1.9%	2.9%	1.0%
50～59歳	13.3%	0.0%	10.9%	10.9%	2.3%	14.8%	43.0%	12.5%	1.6%	0.8%	0.8%
60～69歳	16.2%	2.3%	2.3%	5.8%	5.2%	19.7%	34.1%	21.4%	2.3%	0.6%	1.2%
70歳以上	26.5%	4.8%	1.6%	2.8%	2.0%	22.1%	19.3%	18.1%	0.8%	3.2%	4.8%
無回答	14.8%	7.4%	0.0%	7.4%	3.7%	25.9%	18.5%	18.5%	3.7%	3.7%	7.4%
合計	16.2%	2.9%	5.4%	7.4%	2.6%	17.0%	32.6%	15.5%	1.5%	2.1%	2.3%

【課題】

市民の多様性を捉え状況に応じた人権教育や啓発の在り方を工夫することにより、身近な人権問題に対する市民一人ひとりの関心を高め、誰もが人権意識の高まりを実感できるよう市全体で人権尊重のまちづくりを推進していくよう取り組む必要があります。

⑵　人権侵害の経験について

【現状】

ア　『あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。』

人権侵害をした経験の有無を見ると、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」という人が46.5％となっています。また、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」または「あると思う」と回答した人を合わせると、人権侵害をした経験があると思う人が53.0％となっています。性別にみると、人権侵害をした経験があると思う人は女性（50.1％）より男性（58.4％）が多くなっています。年齢別にみると人権侵害をした経験があると思う人は30～69歳の各年齢層でそれぞれ50％以

上となっており、30～39歳と50～59歳では60％以上となっています。

♦人権侵害をした経験の有無　（性別）

（人）	ないと思う	自分では気づかなかったが、あるかもしれない	あると思う	わからない	無回答
男性　（298）	33.9%	49.0%	9.4%	6.7%	1.0%
女性　（455）	37.6%	45.9%	4.2%	8.4%	4.0%
答えたくない　（19）	26.3%	26.3%	10.5%	26.3%	10.5%
無回答　（22）	36.4%	40.9%	13.6%	4.5%	4.5%
合計　（794）	35.9%	46.5%	6.5%	8.1%	3.0%

♦人権侵害をした経験の有無　（年齢別）

（人）	ないと思う	自分では気づかなかったが、あるかもしれない	あると思う	わからない	無回答
18～29歳　（49）	32.7%	44.9%	4.1%	14.3%	4.1%
30～39歳　（65）	24.6%	53.8%	9.2%	7.7%	4.6%
40～49歳　（103）	28.2%	48.5%	10.7%	9.7%	2.9%
50～59歳　（128）	29.7%	54.7%	7.8%	6.3%	1.6%
60～69歳　（173）	32.9%	49.7%	7.5%	6.9%	2.9%
70歳以上　（249）	47.4%	39.0%	2.8%	8.0%	2.8%
無回答　（27）	40.7%	33.3%	11.1%	7.4%	7.4%
合計　（794）	35.9%	46.5%	6.5%	8.1%	3.0%

イ　『自分の人権が侵害されたと思われた時、あなたはどうされましたか』

「人権侵害を受けた時の対応」を性別にみると、「家族や友人など信頼できる人に相談した」は「女性」（57.8％）が「男性」（21.3％）より36.5ポイント高くなっています。また、「男性」は「何もできなかった」が33.3％となっており「女性」（26.5％）より 6.8ポイント高くなっていますが、その一方で「相手に抗議した」が25.3％となっており「女性」（12.9％）より12.4ポイント高くなっています。年齢別にみると、各年齢層でおおむね全体の回答傾向と同様となっていますが、「家族や友人など信頼できる人に相談した」は「30～39歳」（63.6％）、「相手に抗議した」は「40～49歳」（25.0％）が多くなっています。一方、「何もできなかった」は「50～59歳」（34.0％）と「60～69歳」（32.8％）が多く、また、「50～59歳」は「どのようにしたらいいのかわからなかった」も23.4％と比較的多くなっています。

♦人権侵害を受けた時の対応（複数回答）　（性別）

（人）	家族や友人など信頼できる人に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公的機関に相談した	地域の自治会長や民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談した	ＮＰＯ法人など民間団体に相談した	職場の相談窓口に相談した	相手に抗議した	何もできなかった	どのようにしたらいいのかわからなかった	その他	無回答
男性　(75)	21.3%	5.3%	4.0%	4.0%	5.3%	1.3%	5.3%	25.3%	33.3%	18.7%	10.7%	2.7%
女性　(147)	57.8%	2.7%	0.7%	2.7%	0.7%	0.0%	6.1%	12.9%	26.5%	12.9%	7.5%	2.7%
答えたくない　(7)	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	28.6%	14.3%	0.0%
無回答　(11)	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	27.3%	27.3%	9.1%	0.0%
合計　(240)	45.0%	3.3%	1.7%	3.3%	2.1%	0.4%	5.8%	16.7%	28.3%	15.8%	8.8%	2.5%

♦人権侵害を受けた時の対応（複数回答）　（年齢別）

（人）	家族や友人など信頼できる人に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公的機関に相談した	地域の自治会長や民生委員・児童委員、人権擁護委員に相談した	ＮＰＯ法人など民間団体に相談した	職場の相談窓口に相談した	相手に抗議した	何もできなかった	どのようにしたらいいのかわからなかった	その他	無回答
18～29歳　(12)	41.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	8.3%	16.7%	8.3%
30～39歳　(22)	63.6%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	18.2%	18.2%	13.6%	9.1%	0.0%
40～49歳　(28)	35.7%	7.1%	7.1%	3.6%	0.0%	0.0%	3.6%	25.0%	28.6%	17.9%	10.7%	3.6%
50～59歳　(47)	44.7%	2.1%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	10.6%	17.0%	34.0%	23.4%	6.4%	2.1%
60～69歳　(61)	41.0%	3.3%	1.6%	4.9%	3.3%	1.6%	6.6%	19.7%	32.8%	9.8%	6.6%	1.6%
70歳以上　(57)	47.4%	1.8%	0.0%	3.5%	5.3%	0.0%	1.8%	14.0%	24.6%	15.8%	10.5%	3.5%
無回答　(13)	46.2%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	23.1%	23.1%	7.7%	0.0%
合計　(240)	45.0%	3.3%	1.7%	3.3%	2.1%	0.4%	5.8%	16.7%	28.3%	15.8%	8.8%	2.5%

【課題】

人権侵害は、誰もが当事者となる可能性があることから、一人ひとりが日頃の行いの中に相手を傷つける言動や行動がなかったか振り返る機会を持つことが大切です。また、身近で起こりうる様々な人権侵害について具体例を示すなど、市民の気づきを促すような人権教育・啓発に取り組む必要があります。

人権侵害を受けた時の対応として、「何もできなかった」「どのようにしたらいいのかわからなかった」が44.1％となっており、早期の問題解決を図るため、それぞれの人権問題に対応した市の相談窓口の周知を図るとともに相談・支援体制の充実に努める必要があります。

⑶　様々な人権問題についての考え

【現状】

ア　女性に関する人権問題

女性に関する人権問題についての市民意識は「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」、「男女の性別による固定的な意識」、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」の順に多くなっています。また、性別にみると上位３項目は大きな男女差はみられません。年齢別にみると30～59歳の各年齢層では「ドメスティック・バイオレンス」や「ストーカー行為」に問題意識がある人が比較的多く、また「セクシュアル・ハラスメント」に問

題意識がある人は18～29歳で最も多くなっています。

イ　子どもに関する人権問題

子どもに関する人権問題についての市民意識は「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること」、「インターネットを使ったいじめが起きていること」の順に多くなっています。特に「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」は約５割と多くなっています。また、性別にみると上位３項目は大きな男女差はみられません。年齢別にみると50～69歳の各年齢層では「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること」はそれぞれ５割以上となっています。

ウ　高齢者に関する人権問題

高齢者に関する人権問題についての市民意識は「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の順に多くなっています。また、性別にみると上位３項目は大きな男女差はみられません。年齢別にみると50～69歳の各年齢層では「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」と回答する人が比較的多くなっています。

エ　障害のある人に関する人権問題

障害のある人に関する人権問題についての市民意識は「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」の順に多くなっています。また、性別にみると上位３項目は大きな男女差はみられません。年齢別にみると18～29歳及び50～69歳の各年齢層では「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」と回答する人が比較的多くなっています。

オ　日本に居住している外国人に関する人権問題

日本に居住している外国人に関する人権問題についての市民意識は「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「文化や生活習慣の違いを受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」、「わからない」、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分であること」の順に多くなっています。また、性別にみると男性は上位３項目の回答が全体の上位３項目と同様ですが、女性は「わからない」が最も多くなっており「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「文化や生活習慣の違いを受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」に問題意識がある人は男性よりも少なくなっています。年齢別にみると18～29歳で「文化や生活習慣の違いを受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」が約５割と多くなっています。

カ　インターネットを悪用した人権問題

インターネットを悪用した人権問題についての市民意識は「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」の順に多くなっています。また、性別にみると、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」は男性が女性より多く、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」は女性が男性より多くなっています。年齢別にみると70歳未満の各年齢では「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」が６割以上となっており、40～59歳の各年齢層ではそれぞれ７割以上と多くなっています。同様に、18～29歳では「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」が５割以上となっています。

キ　働く人の人権問題

働く人の人権問題についての市民意識は「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」、「休暇制度があっても取れないような実態があること」の順に多くなっています。また、性別にみると「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」は男性が女性より多くなっています。年齢別にみると「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライ

フ・バランス）が保てないこと」は年齢が下がるにつれて多くなり、40歳未満の各年齢層で４割以上となっています。

ク　性的指向に関しての人権問題

性的指向に関しての人権問題についての市民意識は「差別的な言動をされること」、「わからない」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の順に多くなっています。また、性別にみると「差別的な言動をされること」は男性が女性より多く、「わからない」は女性が男性より多くなっています。年齢別にみると40歳未満の各年齢層で「差別的な言動をされること」が５割以上となっており、さらに18～29歳では「じろじろ見られたり、避けられたりすること」も約５割となっています。一方、「わからない」は40歳以上で多くなっており、70歳以上では約５割となっています。

ケ　性同一性障害者の人権問題

性同一性障害者の人権問題についての市民意識は「差別的な言動をされること」、「わからない」、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」の順に多くなっています。また、性別にみると上位３項目は大きな男女差はみられません。年齢別にみると、40歳未満の各年齢層で「差別的な言動をされること」が６割以上となっており、さらに18～29歳では「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が５割以上となっています。

コ　部落差別などの同和問題に関する人権問題

部落差別などの同和問題に関する人権問題についての市民意識は「結婚問題での周囲からの反対があること」、「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」、「特に起きているとは思わない」の順に多くなっています。性別にみると「結婚問題での周囲からの反対があること」と「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」は男性が女性より多くなっています。一方、女性は「特に起きているとは思わない」が男性より多く、「わからない」と回答する人も男性より多くなっています。年齢別にみると40～59歳で「結婚問題での周囲からの反対があること」と「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」という意識がある人が比較的多くなっています。「わからない」は18～29歳と70歳以上で多く、18～29歳では３割以上となっています。

部落差別などの同和問題が生じる原因や背景についての市民意識は「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識」、「社会全体に残る差別意識」、「わからない」の順に多くなっています。また、性別にみると「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識」は女性が男性より多く、「社会全体に残る差別意識」は男性が女性より多くなっています。年齢別にみると、「わからない」は18～29歳と70歳以上で多く、18～29歳では約３割となっています。

【課題】

様々な人権問題についての市民意識は、性別や年齢等、個人が置かれている状況によって問題への関心の強さが変化していると考えられます。そのため、画一的に教育・啓発を行うのではなく、市民の多様性を捉え状況に応じて啓発手法を工夫し、市民の人権意識が確実に向上するよう効果を高めていくことが大切です。

また、インターネットによる人権問題など社会環境の変化に伴い発生した課題や性的志向、性同一性障害者に関する人権問題のように、テーマによっては世代間で問題意識に差が見受けられます。多様化・複雑化する人権問題や新しい人権問題についても広く理解が深まるよう、わかりやすく伝える工夫をすることが重要です。

18歳～29歳を中心とした若い世代では、部落差別などの同和問題としてどのような問題が起こっているかということや、それらが生じる原因や背景について「わからない」という回答も比較的多くなっています。部落差別のない社会の実現に向けて、市民一人ひとりが正しい理解を深められるよう、若年層に対する啓発手法を工夫しながら、様々な人権問題とともに部落差別などの同和問題について周知を図ることが大切です。

第３章　人権教育及び啓発の推進

人権は、決して概念だけをとらえるのではなく、具体的な面をとらえていくことが重要です。日常の生活の中で具体的な行動に結びつけていくことにより人権尊重の文化が根付き人権文化の花が開きます。また、人権教育及び啓発は、「人権が生活の中心課題」であるとの認識のもと、「人権という普遍的文化」の定着した社会を築いていくことを目的に行う必要があります。

人権についての市民意識調査では、「人権尊重の考え方に強く影響を受けたもの」として、小学校や中学校時代の人権教育、家族や友人、地域などでのふれあいの中からといった意見が多くなっており、家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場においてそのライフステージにあった人権教育及び啓発を進めるとともに、市民一人ひとりが暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培うとともに豊かな人間関係づくりを進めるための積極的な支援を行います。

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権思想の普及高揚を図ることにより、すべての市民に人権を尊重することの重要性を認識してもらうことが大切ですが、とりわけ人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育及び啓発に関する取組を積極的に推進する必要があります。

効果的な人権啓発活動については、「市の広報誌・隣保館だよりなど」、「テレビ・ラジオ」、「講演会や講演形式の研修会・学習会」の順に多くなっており、年齢別では、年齢の高い世代では「市の広報誌、隣保館だよりなど」といった意見が多く、若い世代では「ＳＮＳ、メールマガジン、ホームページなどのインターネット」といった意見が多くなっています。

そのため、市の広報誌や隣保館だよりなどを引き続き有効に活用しながら人権啓発に取り組むとともに、世代に応じた親しみやすい情報ツールの活用を進める必要があります。引き続き学校や地域での人権教育・啓発に取り組みながら、講演会・研修会、イベント、交流会、体験会など様々な手法を用いて効果的に人権啓発に取り組む必要があります。

１　あらゆる場における人権教育及び啓発の推進

⑴　家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われ、子どもたちが最初に出会う「生きる力を育む場」「思いやりのある心を育む場」であり、幼児期から豊かな感性や思いやり、そして善悪の判断など

人格形成の基礎を育む上で極めて重要な場所であり、その果たす役割は極めて大きいといえます。

しかし、核家族化、少子化や地域における人間関係の希薄化などに伴い、家庭内に育児不安の広がりやしつけへの自信喪失、過保護や過度の放任といった、家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭での教育力の向上と、保護者自身がよき先導者となり、差別や偏見を持たず自らの態度で子どもに模範を示すことが大切です。

このためには、子育てに関する相談、支援の充実をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための学習活動の支援、子どもとの体験学習の促進など温かみのある家庭を育み、共に学んでいけるような施策を学校、地域との連携を図りつつ推進していきます。

また、家庭においては、男女が、それぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切であることから、男性の家事、育児、介護への積極的な参加を促します。

さらに、啓発資料等により、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

⑵　学校・園

人格形成に大きな影響のある幼少期から学齢期における人権教育は特に重要です。

近年、インターネット上でのいじめが増加するなど、いじめ問題も複雑、多様化している状況の中で、学校の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に園児や児童、生徒の発達段階に十分配慮し、それぞれの実態に即して創意工夫をした教育を行い、更には、子どもたちが自ら考え、判断し、行動できる資質や能力を育むとともに、豊かな人間性を培う中で個性を伸ばし、人権尊重の意識を高める教育環境を充実することが必要です。

このため、学校・園においては、人権の問題を中心に据え、生命を大切にする心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心など豊かな人間性を育成するとともに自立心や責任感を養うことが重要です。これらの人権尊重に根ざしたものの見方や考え方が身につく教育活動の推進が大切です。

また、国際社会の中で日本と諸外国との文化・習慣や人種・民族、宗教などの違いを超え、お互いのよさを理解し、共に生きる社会づくりをめざした国際理解教育を推進する必要があります。そして国際交流を促進し、異文化を尊重し外国籍の人々共に生きていく態度を育み、国際的な視野に立った児童生徒の育成が大切です。

⑶　地域

地域は、市民が、日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このことから、地域における社会教育活動や隣保館における学習・交流活動、行政主催のセミナーや講演会等の開催をはじめ、人権教育協議会、自治会、まちづくり協議会、ＰＴＡ、子ども会等を中心とする様々な人権に関する学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による人権意識の高揚を図るための自主的な取組が活発に行われることが大切です。

このため、人権教育を生涯学習体系に位置付け、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動を支援します。

また、人権感覚は、主として地域における日常生活や地域活動の中で自然に身につくものであることから、人権教育推進リーダーの育成や交流の促進により、市民の主体的な教育及び啓発活動が活発な展開を図れるよう支援を行います。

⑷　職場

企業等の事業所においては、出身地や国籍等による不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには職場での悪質ないじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、性別や出身地、国籍、年齢、障害の有無等による人権問題が起こることが懸念されます。

また、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや長時間労働による過労死などの発生が社会問題となっているほか、女性や障害者等が能力を十分に発揮するための職場環境の整備も十分であるとはいえない状況であり、企業等の事業所においては、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保、さらにはハラスメント防止の取組などについて、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

さらに、事業所内の研修だけでなく、地域における積極的な人権啓発活動への参加、障害者や学生等の就業体験の受け入れなどが期待されます。

このため市では、推進組織である西脇市人権教育協議会と連携

を図り、企業内での人権教育の必要性や意識を高め、より多くの企業が主体的に取り組めるよう、啓発資料の配布をはじめ、人事・労務担当者等に対する研修のバックアップを積極的に行うとともに、企業内研修に際して施設、情報、教材等の提供等の支援とともに未加入企業に対しての参加促進を図っていきます。

2　人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する教育・啓発の推進

⑴　市職員等への研修

すべての職員は、市民の福祉の向上に関わるものであり、直接的に公権力を行使するような事業・事務や窓口等で直接市民と接する業務、あるいは人権問題に関わりのある業務に携わる者だけでなく、職員すべてが、人権尊重の理念を理解し行政運営や業務に当たるとともに、人権尊重の理念に配慮した施策や行政の推進に努めなければなりません。そのため、人権意識を高めるための研修を実施するとともに、施策や事業を人権尊重の視点に立って見直し、取り組む課題とその周知を図るために、職場研修の充実に努めます。

また、ハラスメント問題では、職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント等を防止するための体制を整備し、職員等に対し必要な研修を実施するとともに、ハラスメントは許されないという意識の啓発を推進し、研修内容の充実に努めます。

⑵　教職員等

学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の理念に関する理解を深める重要な役割を担っている教職員に対して、人権意識の高揚と指導力の向上を図るとともに、いじめ、児童虐待、インターネットによる人権侵害、障害のある子どもへの教育的支援や性同一障害等、性別に起因する困難な状況に置かれている児童生徒への理解促進等、今日的な人権課題を取り上げるなど研修の充実に努めます。また、家庭や地域との連携を密にし、人権問題の解決に積極的な役割が果たせるよう教職員の資質向上に努めるとともに、体罰や威圧的な言動に頼る指導はいかなる場合においてもあってはならないとの認識でその根絶を目指します。

⑶　医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係従事者は、人の命と健康を守るという重要な役割を担っています。また、職

務の執行に当たっては生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシー保護に配慮した対応が求められていることから、人権意識を高め人権尊重の理念の理解を深める取組の充実に向けた支援に努めます。

⑷　福祉関係者

福祉施設職員、民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係者については、障害のある人・高齢者等の介護や生活相談などの業務に携わっており、生命及び人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシー保護への配慮という点においても高い人権意識が必要不可欠です。

このため、福祉関係者が職務の遂行に当たって人権に配慮した適切な対応ができるよう、関係者の人権意識高揚に努めます。